

2022年8月5日

リ・ジェネレーション株式会社
代理人弁護士 戸田 裕典 先生
同 鈴木 多門 先生

東京都千代田区大手町一丁目1番2号

大手門タワー

西村あさひ法律事務所

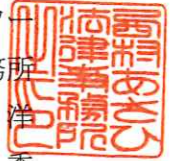
株式会社ナガホリ代理人 弁護士 太 田 洋

同 佐々木 秀

同 石 崎 泰 哲

同 山 本 晃 久

同 瀬 川 堅 心



回 答 及 び 質 問 状 (7)

前略 当職らは、7月28日、リ・ジェネレーション株式会社（以下「貴社」といいます。）の代理人である貴職らより受領した同日付け「回答書兼質問状兼要望書（5）」（以下単に「回答書（5）」といいます。）につき、株式会社ナガホリ（以下「当社」といいます。）の代理人として、ご質問、ご要望頂いた各事項についてご回答すると共に、以下の事項について貴職らによるご回答を求めます。以下、特に断りのない限り、当社のこれまでの書面にして使用した略語を本書面においてもそのまま使用させていただきます。

また、当社と致しましては、当社の質問及び貴社のご回答そのものを公表することで、当社の解釈や要約の正確性の問題を惹起せずに情報を開示することができることから、投資家の投資判断に重要と思われる事項として、貴社とのやり取りについても継続的に開示しているところ、貴職らからも、7月14日付け「要望書」以降、当社ホームページでの開示をご要請頂いており、このような公表についてはご了承頂いていると理解しておりますので、本書面及びご回答に関しても、従前と同様に当社が公表致しますので、予めご承知おきください。

なお、貴職らは、追加要望事項①として要望書自体の開示を要望されていますが、当社は、既に7月15日付けで既に上記要望書を当社ホームページの特設ページ「当社株式の大規模買付行為等への対応について」（旧名称：第61期定時株主総会）で開示しておりますので、慎重にご確認下さい。当社は、従前から、法令等に従い、株主の皆様にお知らせすべき事項が生じましたら開示を行うことに加えて、当社として投資者の投資判断に重要と思われる事項を積極的に開示しており、一般株主の皆様を軽視しているといった事実

はまったくございません。2022年6月29日に開催されました当社第61期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）中の質疑応答の内容についても、回答書（4）中に記載された質問の回答に必要な範囲で要旨を同年7月14日付け回答及び質問状（6）

（以下単に「質問状（6）」といいます。）に記載し、これを開示しております。

また、本書面につきましては、貴社の回答書（5）が10頁に及ぶものであったことに対応した結果、電子内容証明郵便による差出が困難な長さとなってしまったため、配達証明郵便にて送付するとともに、同一書面をファクシミリにて送信致します。

1 貴社のご質問、ご要望に対する回答について

（1）法令遵守状況について

当社の質問状（6）で記載したとおり、貴社は、当社にとって筆頭株主であるとともに主要株主に該当しますので、当社の株主その他の投資家が情報を適切に理解・判断するために必要な情報を開示すべき要請は極めて強いものである上に、貴社は当社の株式を保有する目的を「重要提案行為等を行うこと」としていることから、貴社が上記の必要な情報を開示すべき要請はより一層強いものになっているにも拘わらず、貴社が、何ら合理的理由なく、回答書（1）で財務内容を「非開示とさせていただきます」としてご回答を拒否されたため決算公告の懈怠を指摘したという経緯がございます。貴社の回答書（5）の1（1）のご指摘等は、この点から論点をずらして回答を拒絶ないし遅延しようとされるものであり、これに対して当社が逐一説明・反論することは却って、当初からの経緯と問題の所在を曖昧にするため、本書面では致しません。

繰り返しになりますが、貴社の財務内容についてご開示を求めた経緯をご理解頂き、貴社の実態について当社の株主その他の投資家が適切に理解・判断できるように、特に重要な情報であります貴社の財務内容については早急にご開示頂けますよう、改めてお願い致します。

（2）重要提案行為について

貴社の回答書（1）では貴社「が検討している重要提案事項に関しましては」当社「との面談時にご説明差し上げたいと存じます」とありましたが、貴社の回答書（5）において貴社は、貴社からの質問に当社より十分な回答がなされていないことを理由に重要提案行為を「いつどのように行うかといった点も含め」「現時点でその内容について具体的に申し上げることは出来かねます」と回答されております。

もっとも、貴社が提出した2022年4月14日付け大量保有報告書に記載されている保有目的は「重要提案行為等を行うこと」と断定的に記載されていることから、貴社は、同日時点では既に当社に対して行う重要提案行為について構想を有していたと考えられます。にも拘わらず、質問状（5）で記載したとおり、重要提案行為を行

う可能性を匂わせつつ、その内容を具体的に明らかにしないことには、当社の株主その他の投資家に対する合理的な投資判断を困難にしかねず、強い懸念がございます。一方で、当社は、前述のとおり、投資家の投資判断に重要と思われる事項については積極的に開示をしており、貴社から頂いた書面は、その内容を加工せず、適切に開示してきました。つきましては、当該重要提案行為等の概要を早急にご説明頂きますよう改めてお願い致します。

なお、質問状（３）でお伝えしておりますとおり、当社と致しましては、そのような書面によるご提案及びご質問を頂戴できれば、早急に貴社との面談を設定すべく、候補日時・場所等についてご連絡致します。

（３）Access Journalの信用性及び雑誌記者への情報リークに関するご質問について

前提として、貴社と大場氏の繋がりに関する報道はFACTA ONLINE、週刊０５１０でもなされているほか、２０２２年６月１５日付けの週刊新潮の記事でも、当社のことを「名誉毀損で訴えたところ」の「Ｏ氏」について、「尾端氏の会社が、著名な金融ブローカーのＯ氏と関係していることも分かりました」という「証券会社の関係者」の発言や、「Ｏ氏は２００７年、土木会社を舞台にした証取法違反事件に登場するなど、その世界では知られた人物」と報道されております（なお、同月１５日付けで「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に係る訴状受領に関するお知らせ」で開示致しましたとおり、当社は現在大場武生氏から名誉毀損を理由とする損害賠償請求訴訟の提起を受けているところ、大場氏の請求は根拠のないものと考えていることから本件訴訟では当社の正当性を主張し争っております。）。この点で、当社がAccess Journalを唯一の情報源としていたとの貴社のご指摘は、事実に対し、回答書（５）２（１）のご質問は前提を誤ったものです。

また、当社は上記各報道の内容を「真実であるかの如く」記載したのではなく、質問状（６）でも記載のとおり、懸念すべき事項について慎重を期すべく報道を引用した上でその真偽について（当該報道に対して貴社がとったアクションも含め）報道の当事者である貴社に直接確認させて頂いたに過ぎません。当社が、貴社に対して、「Access Journal」の信用性について、回答すべき立場にはありません。また、貴社は、当社と「Access Journal」ないし山岡俊介氏との関係性について繰り返しご質問されていますが、当社としては、本件に関する情報収集をする中で、当該複数の記事に接したものであつて、それ以上の関係はございません。

なお、貴社が回答書（２）で「大場武生氏なる人物を知りませんし、大場氏が当社の経営に直接ないし間接的に関与している事実も一切ございません」と記載されている大場氏から、（当社としては、貴社宛での照会書を拝見していませんが、）貴社に対しては照会書が届いたことのみをもって、単に大場氏への回答をするのではなく、

なぜ大場氏と同様の内容の質問を、貴社が当社に対して行われるのかは理解に苦しむところですが、回答書（５）に記載の内容は、週刊誌の記者と大場氏との間で行われたやりとりであって、当社が回答すべき立場にないものと理解しております。

（４）追加質問事項について

当社子会社である仲庭時計店の財務情報を含め、当社は連結貸借対照表及び連結損益計算書等の連結財務諸表を必要な注記事項とともに、独立監査人の監査も受けた上で、法令に従って有価証券報告書で開示しております。これ以上の詳細な内容については、法令等からは開示の必要性がないものですが、開示の合理的な必要性があるのであれば、開示を検討致しますので、開示が必要な理由を具体的にご説明ください。

また、本総会において当社が株主総会招集通知に同封した補足資料は、（本対応方針についてお諮りする）本総会において議決権を有する２０２２年３月３１日時点の株主様の情報に基づいて作成したものです。この点は、第４号議案においても、同日を基準日とする当社株主名簿に基づくことを繰り返し記載しております。そして、当該資料については、複数の者による当社株式の連動的な取得の状況を示して、本対応方針の必要性を説明する資料であって、当社として、当該資料に記載された株主が大量保有報告制度上の共同保有者「である」と断定したこともなく、また、本対応方針上の「特定株主グループ」に属する等の説明もしたことは一切ありません。このように、当該資料については、何ら不適切な点はないため、回答書（６）３（２）の各ご質問及び非難は前提を誤ったものであり、個別に回答の必要性が認められず、「一般株主の誤解」を生じるものでもないため、削除又は訂正に応じる必要が認められません。

なお、貴職らもご案内のとおり、定時株主総会の基準日時点で株主である者については当該定時株主総会で議決権行使が見込まれるところ（なお、現時点では詳細は開示致しませんが、貴職らご指摘の株主のうちの複数が、実際にも議決権行使をしています。）、大量保有報告制度上の共同保有者の類型の一つとして議決権の共同行使の合意がある者らが含まれていることに鑑みても、一定の人的・資金的関係を有している者が近接した時期に当社株式の取得を開始し、定時株主総会の基準日時点で株主であった場合においては、例え、定時株主総会の基準日の経過後に、それらの者の一部が株式を売却したとしても、一定の共同性が疑われるところであって、当社として、そのような疑いを有すること、及び、その説明をすることは極めて合理的であると考えております。また、現時点においては、「本件連動取得者」及び「布山氏関係者」が、本対応方針上の「特定株主グループ」を構成すると当社として判断したわけではないことから、補足資料中に記載致しました３２．１４％の内訳について開示することは想定しておりません（但し、今後、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から「本件連動取得者」及び「布山氏関係者」の内訳

を開示することはあり得ます。))。

(5) その他の事項について

質問状(6)にも記載したとおり、法令及び上場規則に基づき開示が必要となる事項については、外部専門家への依頼の費用負担も含め適時・適切に開示を行って参る所存であり、また、当社は、当社の中期経営計画の詳細を開示することを決定しておりますが、開示の日時や方法については、引き続き検討しております。なお、貴社からは貴社代表者の尾端友成氏(以下「尾端氏」といいます。))とウルフ村田こと村田「夏美」氏との間に面識はない旨ご回答頂いておりますが、質問状(6)に記載のとおり当社が質問したのは村田「美夏」氏との間の面識ですので、これによりもしご回答が異なる場合は改めてご回答ください。

2 当社からの追加の質問事項について

(1) 貴社とマイルストーンマネジメント株式会社の関係について

当社が2022年8月4日付け「マイルストーンマネジメントの提出した大規模買付行為等趣旨説明書に関する訂正文書受領等及び同社に対する要請のお知らせ」においても開示致しましたとおり、当社は、同月1日に、島崎紀子氏(以下「島崎氏」といいます。))が代表取締役を務めるマイルストーンマネジメント株式会社(以下「マイルストーンマネジメント」といいます。))の代理人である大下良仁弁護士(以下「大下弁護士」といいます。))から、当社株式の大規模買付行為等に係る同年7月29日付け「大規模買付行為等趣旨説明書」等を受領致しました。このマイルストーンマネジメントと貴社については、下記(i)及び(ii)に詳述するとおり、それぞれの代表者について後述の星野和也氏を介して何らかの関係があること、及び、それぞれの代理人について、大塚和成弁護士を介して何らかの関係があることが合理的に推測されます。

(i) 島崎氏は、太洋物産株式会社(以下「太洋物産」といいます。))の2021年12月13日付け定時株主総会招集通知12頁において、同社の同年9月末現在の第10位株主(持株割合2.3%)として登場する島崎紀子氏と同一人物ではないかと考えられるところ、同頁で同社の第4位株主(持株割合4.7%)として登場し、太洋物産の同年8月13日付けプレスリリースによれば同年9月3日を払込期日とする同社による第三者割当増資(払込金額6995万5400円。持株割合にして8.5%相当)を引き受けている株式会社ランニングの代表取締役2名のうち1名は星野和也氏(以下「星野氏」といいます。))とされております。この星野氏は、質問状(4)及び(6)で詳述したとおり、貴社代表者の尾端氏が唯一の代表取締役であってその全株式を保有していると合理的に推測されるプラスワンホールディングス株式会社(以下「プラスワン」といいます。))

す。)らが2021年9月30日付けの臨時株主総会招集請求書をもって招集請求権を行使した結果、同年11月26日に開催されたアサヒ衛陶株式会社の臨時株主総会において、尾端氏と共にプラスワンらによって候補者として擁立された上で取締役を選任され、さらに、同日開催の同社取締役会において、尾端氏と共に代表取締役を選任されています(尾端氏は代表取締役社長、星野氏は代表取締役会長に各選任)。

このように、貴社代表者の尾端氏は、アサヒ衛陶の前代表取締役社長として星野氏と当然に面識があると考えられるだけではなく、その選任経緯からして、星野氏を役員候補者として(実質的には)尾端氏が推薦する程度の強固な人的関係が従前から存在していたこと推測されるところであり、併せて、マイルストーンマネジメント代表者の島崎氏と星野氏は、太洋物産を通じて一定の関係があるため、貴社代表者の尾端氏とマイルストーンマネジメント代表者の島崎氏とは、星野氏を介して何らかの関係があると合理的に推測されます。

- (ii) 貴職らのうちの一人であって貴職らが所属する法律事務所の代表である戸田裕典弁護士(以下「戸田弁護士」といいます。)とマイルストーンマネジメント代理人の大下弁護士とは、公表資料並びに当社及び当職らにて調査した結果から判明する以下の(ア)乃至(オ)の事実から、大塚和成弁護士(以下「大塚弁護士」といいます。)を介して何らかの人的関係その他の関係があることが合理的に推測されます。

(ア) 戸田弁護士は、株式会社三ツ星との紛争において、アダージキャピタル有限責任事業組合の代理人を大塚弁護士と共同受任していたこと

(イ) (島崎氏と同一人物ではないかと考えられる)「島崎紀子」氏が太洋物産の大株主に登場したのと同じタイミングで同社の第5位株主(持株割合4.15%)に登場した株式会社敷島ファーム(以下「敷島ファーム」といいます。)は、2021年12月30日付けの臨時株主総会招集請求書をもって招集請求権を行使して大下弁護士を太洋物産の取締役候補者として擁立し、その結果として2022年3月1日に開催された太洋物産の臨時株主総会において、大下弁護士は同社の取締役として選任されましたが、その際に、大塚弁護士が敷島ファームの代理人を務めていたこと(なお、上記(i)の通り、この臨時株主総会招集請求権の行使に先立って、尾端氏と密接な関係がある星野氏が代表取締役の一人を務めるランニングが太洋物産の大株主となっています。)

(ウ) 太洋物産の2022年2月14日付け臨時株主総会招集通知8頁によれば、大下弁護士は大塚和成弁護士が当代表を務めていた二重橋法律事務所に2015年4月から所属していたこと

(エ) アジア開発キャピタル株式会社の2021年8月10日付けプレスリリースによれば、同社の第三者委員会の委員を大下弁護士が務めていましたが、

大塚弁護士は同社の代理人を株式会社東京機械製作所との紛争において務めていたこと

(オ) 株式会社N u t s の2020年9月28日付けプレスリリース添付の同社の外部調査委員会による調査報告書2頁～3頁によれば、大下弁護士が外部調査委員会の委員を務めた株式会社N u t s の調査において大塚弁護士が代表を務めるOMM法律事務所が調査補助者を務め、大塚弁護士も調査補助者としてその名が記載されていること

以上のように、複数の事実関係から、貴社代表者の尾端氏とマイルストーンマネジメント代表者の島崎氏との間には、一定の関係があるのではないかと推測される状況ですので、①貴社代表者の尾端氏とマイルストーンマネジメント代表者の島崎氏の関係の有無及び関係がある場合にはその詳細、②貴社代理人である戸田弁護士とマイルストーンマネジメント代理人である大下弁護士との関係（大塚和成弁護士を介したものを含む）の有無及び関係がある場合にはその詳細、③貴社とマイルストーンマネジメントが当社株式取得に関してそれぞれの代表者又は代理人を介して実質的に共同している事実の有無についてご説明下さい。

(2) 貴社代表者による他の法人を通じた活動について

現在、当社及び当職らは、情報提供を受け、貴社代表者による他の法人を通じた活動に関して調査中であり、既に、一定の事実については把握しております。貴社が当社にとって筆頭株主であるとともに主要株主に該当すること、及び、そのような貴社が、当社株式の保有目的を「重要提案行為等を行うこと」とされていることに鑑みれば、貴社代表者がいかなる活動を行っているのかについて詳細なご説明を頂くことは、当社株主その他の投資家の投資判断において必要な事項です。

当社としての調査結果については追って公表するとともに、必要に応じて追加的な質問をする予定ですが、まずは、株式会社ARK、株式会社S a n c t u a r y 及び株式会社e - W o r l d C a p i t a l P a r t n e r s J a p a n 株式会社との関係について、以下につきご教示ください。

- ①貴社代表者による株式会社S a n c t u a r y の株式保有の有無（直接間接を問いません。保有していた場合、その保有割合を含みます。以下同じです。）、その他同社との関係
- ②貴社代表者による株式会社ARKの株式保有の有無、その他同社との関係
- ③貴社代表者によるe - W o r l d C a p i t a l P a r t n e r s 株式会社の株式保有の有無、その他同社との関係
- ④貴社代表者と葉室一政氏とのビジネス上の交流又は面識の有無（過去のものを含みます。もしあれば、その内容も含みます。）

(3) 貴社及び戸田弁護士と江川源氏との関係について

五洋インテックス株式会社（以下「五洋インテックス」といいます。）は、2019年4月28日開催の臨時株主総会において、当該総会の招集請求を行った株式会社BTホールディング（以下「BTホールディングス」といいます。）及び同社の代表取締役である鈴木洋氏並びに株式会社木村建設及び同社の代表取締役である木村永浩氏に擁立された戸田弁護士を監査役に選任した後、2020年9月24日付けで江川源氏（以下「江川氏」といいます。）が代表を務める株式会社P&Cから2億円の借入を行っているところ、江川源氏は、当社株式を、2021年9月末以降に新たに相当数（51,400株）取得しています。ちなみに、戸田弁護士は、その後、BTホールディングスらを代理して、五洋インテックスの取締役であった者3名に対して、同社の臨時株主総会の開催経緯を巡る紛争に関連して損害賠償を請求する旨の訴訟を提起・追行しています（東京地判令和元年12月16日2019WLJPCA12168002参照）。そこで、貴社及び戸田弁護士と江川氏との交流又は面識の有無（過去のものを含みます。もしあれば、その内容も含みます。）につきご教示ください。

なお、本件のご連絡に関する一切は、引き続き当職らが対応することになっておりますので、本件に関する貴社からのご連絡は、全て当職ら宛として頂けますようお願いいたします。

草々